

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年10月1日～2025年9月30日までの2年間

2. 内容

目標1： 2024年12月までに、子の看護休暇制度を周知し取得しやすい体制を整える他職員の理解を深める。

<対策>

- 2023年10月～ 職員への聞き取り調査、検討開始
- 2024年4月～ 情報伝達ツールなどによる職員への周知
- 2025年4月～ 補助職員の採用による看護休暇へのフォロー体制の構築

目標2： 育休から復職した職員の短時間勤務制を推奨する。

<対策>

- 2023年10月～ 職員のニーズの把握、相談窓口の開設
- 2024年4月～ 短時間勤務への周知の徹底、聞き取りの担当配置
- 2025年4月～ 希望者の意向調査の徹底

目標3： 2025年3月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間30時間未満とする。

<対策>

- 2023年10月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 2024年2月～ 所定労働時間外が多い部署における問題点の対策を実施する
- 2025年4月～ 時間外労働が多い部署への職員採用、配置

目標4： 実習生およびボランティアの受け入れを強化する。

<対策>

- 2023年10月～ 受け入れ体制について学校及び地域へ発信
- 2024年2月～ 受け入れを行う担当部署への説明及び体制作り
- 2025年4月～ 地域及の養成校の学生の積極的な受け入れ、広報活動